

市立小・中学校における学校規模  
及び学校配置の在り方について  
〔 答 申 〕

平成19年10月25日

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会

## 答申にあたって

小樽市の小中学校の児童生徒数は、昭和30年代のピーク時の5分の1近くにまで減少しており、1クラスしかない学年を持つ小学校が7割となっているなど、学校の小規模化が急速に進んでいます。これからの小樽市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、教育委員会の推計では、平成25年度には8割以上の小学校が学年単学級を抱える事態となります。

そのような少子化時代を踏まえて、これからの適正な学校の配置計画を考え教育環境を整備していくことは重要な課題となっております。

本検討委員会は、平成18年7月に教育長から「小・中学校の規模及び配置の在り方について」の総合的な検討の諮問を受け、1年余にわたって多方面からさまざまな論議を行いながら、ここに「答申」としてまとめることができました。

子どもたちによりよい教育環境を提供することは大人の責任です。そのためには、保護者や、地域住民、教職員そして行政が一体となって知恵を出し合わなければなりません。

今回の答申をまとめる過程の中で、この種の審議会としては例の少ない「中間報告」を公表し、一定期間の中で市民意見を求める手法をとりました。

それは、この課題が教育関係者の中だけで議論を終わらせるべきものではなく、市民全体の課題だと考えたからであります。

今後、教育委員会では、具体的な検討に着手し、小中学校の適正な配置について計画されることと思いますが、この「答申」を基本にさせていただき、広く市民の皆さんの理解を得ながら取り組みを進められることを願っております。

## 目 次

	ページ
1 はじめに .....	1
2 小樽市立小中学校の現状 .....	1
(1) 児童生徒数・学校数の推移 .....	1
(2) 1校当たりの学級数の推移 .....	2
(3) 1学級当たりの児童生徒数 .....	3
3 学級編制と学級規模・学校規模 .....	4
(1) 学級編制の考え方 .....	4
(2) 学級規模 .....	4
(3) 学校規模 .....	4
4 学校配置の在り方 .....	6
(1) 考え方の前提 .....	6
(2) 望ましい学校配置の考え方 .....	6
(3) 適正配置の方法 .....	7
5 適正配置を行う際に配慮すべき事項 .....	7
(1) 通学区域の設定 .....	7
(2) 通学上の安全 .....	8
(3) 統合の視点 .....	8
(4) 学校と地域の関係 .....	8
6 適正配置計画の進め方 .....	9
(1) 地区単位での配置の考え方 .....	9
(2) 保護者や地域住民との共通理解 .....	9
(3) 年次計画による実施 .....	9
小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会設置要綱 .....	10
小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会委員名簿 .....	12
小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会会議経過 .....	13
諮問書 .....	14

## 1 はじめに

本市の市立小中学校は、近年の少子化の影響などから、児童生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が顕著となっている。学校の規模が小さくなると、集団での教育のよさが活かされにくくなり、また、学校の教職員の配置数が減り、学校運営や児童生徒の指導に難しさが生じてくる。

もとより義務教育では、児童生徒一人ひとりに対しての教育内容や水準に学校ごとの格差があってはならない。したがって、学校規模、教職員配置、学校の施設設備など、教育条件及び教育環境について、十分な配慮を払ったうえでの適正な整備を図る必要がある。

このような、市立小中学校を取り巻くさまざまな教育環境の変化に適切に対応する必要があることから、本委員会は、平成18年7月に、教育長から「市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について」の総合的な検討の諮問を受け、行政とは異なる視点も取り入れながら、本委員会の基本的な観点としては次のことを念頭において議論したところである。

小樽市全体を見据えた全市的な見地から、市立小中学校の教育条件及び教育環境の整備・向上が図られるよう検討を進める。

理念の追求に終わることなく、人口推移、自然条件、市の財政状況などを踏まえ、小樽市として現実的・実質的な対応の検討を進める。

教育効果があがるような学校規模の在り方について、共通の認識として検討を進める。

なお、小樽市の学校教育のめざす姿は、「小樽市立学校教育推進計画（あおぼとプラン）」で示されていることから、本委員会では言及しないこととする。

## 2 小樽市立小中学校の現状

本市の市立小中学校の現状については、次のような状況であった。

### (1) 児童生徒数・学校数の推移

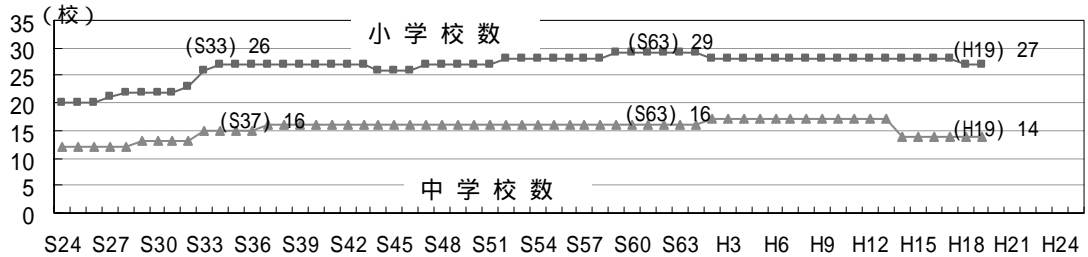
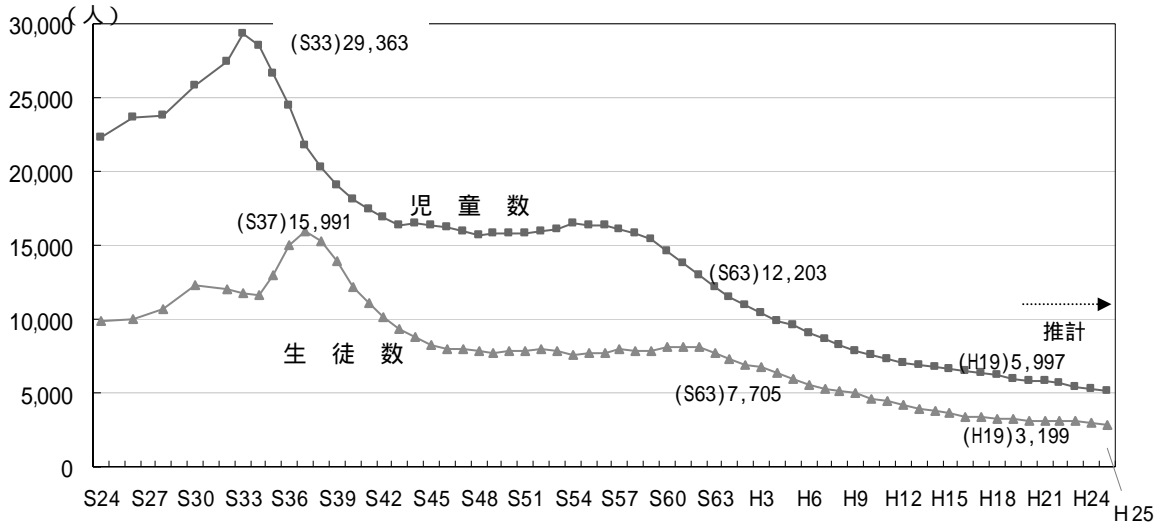
市立小学校の児童数は、戦後のベビーブームといわれた世代が在籍していた昭和33年度の29,363人を、また、市立中学校の生徒数は昭和37年度の15,991人をピークに、その後徐々に減少を続けてきた。

平成19年度の小学校児童数は5,997人、中学校生徒数は3,199人であり、戦後のピーク時と比較すると、小学校児童数では20.4%、中学校生徒数では20.0%と、それぞれ約5分の1にまで減少している。

また、20年前の昭和63年度との比較では、小学校児童数で6,206人の減少、中学校生徒数で4,506人の減少と2分の1以下となっている。

今後の児童生徒数の推計では、平成25年度に小学校児童数が5,197人、中学校生徒数が2,899人となり、平成19年度から、さらに13.3%（児童数）、9.4%（生徒数）の減少が見込まれ、本市の人口構成における年少人口の動向や合計特殊出生率の推移などから、学齢児童生徒の減少は今後も続くものと思われる。

### 児童生徒数・学校数の推移

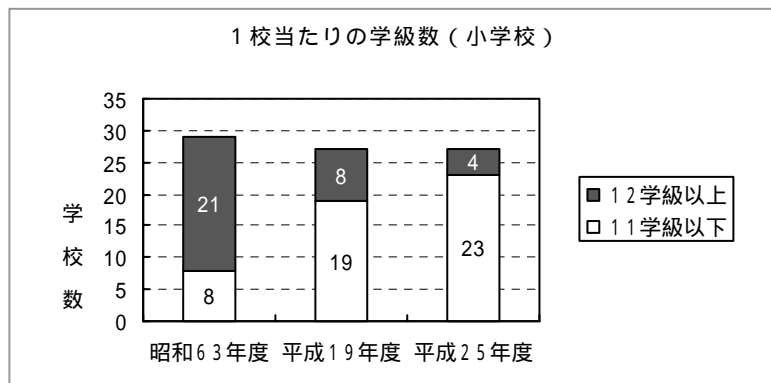


児童生徒数が減少する一方で、市立小中学校数は、最多で小学校29校、中学校17校を数える時期もあったが、現在は小学校27校、中学校14校である。児童生徒数が多かった昭和33年当時との比較では、小学校は26校から1校多い状況となっているが、中学校は15校から1校少なくなっている。

#### (2) 1校当たりの学級数の推移

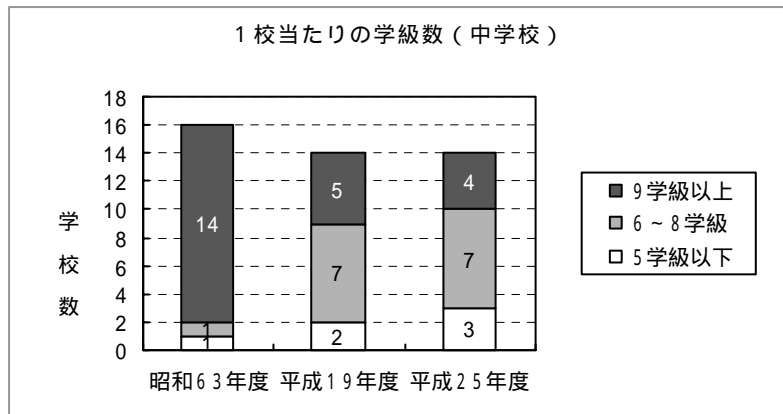
児童生徒数の減少に伴って、市立小中学校では学級数(普通学級)の少ない学校が年々増えている。

小学校を見ると、20年前の昭和63年度では、29校のうち11学級以下の学校は8校で、12学級以上の規模は21校であったが、平成19年度では27校のうち、11学級以下の学校は



19校であり、12学級以上の学校は8校と、規模の比率がほぼ逆転している。

中学校では、昭和63年度には、16校のうち5学級以下の学校と6～8学級の学校がそれぞれ1校ずつで、残りの14校はすべて9学級以上の規模であり、そのうち12学級以上の学校は7校あった。平成19年度



では14校のうち、5学級以下の学校は2校であり、9学級以上の学校は5校にとどまり、12学級以上の学校は1校である。

「学校教育法施行規則」では、学校の標準規模は12学級～18学級とされているが、この標準規模を下回る小規模校（11学級以下）が、今後もさらに増える見込みで、平成25年度には小学校27校のうち23校にものぼる。

また、中学校では、現在もほとんどの学校が11学級以下の小規模校であり、そのうち単学級の学年を含むことになる5学級以下の学校数が、平成25年度には1校増え3校になる予想である。

一方、標準規模を上回る大規模校（19学級以上）は、平成19年度では小学校で1校あるが、平成22年度以降は標準規模となる見込みである。

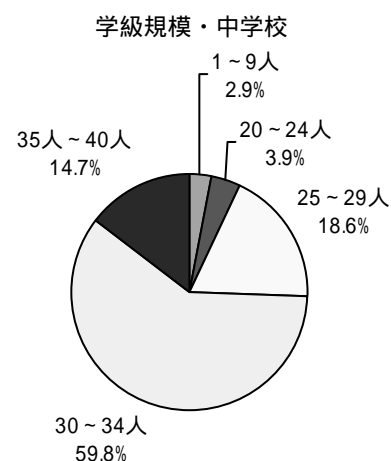
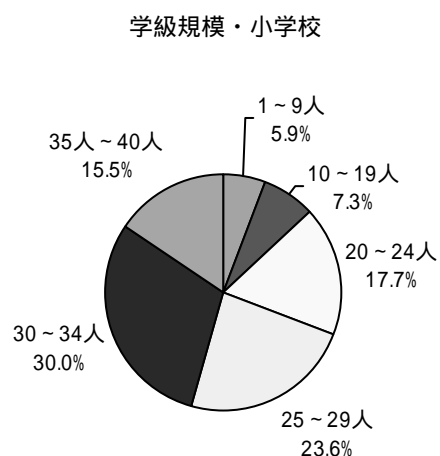
（推計値はいずれも40人を上限とした現行の学級編制基準による。）

### （3）1学級当たりの児童生徒数

本市における児童生徒数と学級数からみた平成19年度の1学級当たりの人数は、小学校の全校平均では27.0人で、中学校の全校平均では31.0人となっている。

実際の学級を人数規模別に区分してその割合を見ると、小学校では、30～34人が全体の30.0%で最も多く、次いで25～29人が23.6%であり、この2つの区分で53.6%と過半数となっている。

中学校では、30～34人が全体の59.8%で最も多く、この区分だけで過半数となっている。次いで多いのは25～29人が18.6%であり、35人以上は14.7%となっている。



### 3 学級編制と学級規模・学校規模

#### (1) 学級編制の考え方

教育活動の実施にあたって一定数の児童生徒を単位とする学級を編制することを前提に、法令で1学級の児童生徒数の標準を定めている。

小中学校の教科、特別活動等における学習指導や生活指導は、同学年の児童生徒で編制されるこの学級を集団単位とすることが通常である。（「小学校設置基準」、「中学校設置基準」）

その学級の編制に際しては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、40人を標準として行われることになっている。

具体的には、1学級の児童生徒数の標準を40人として各学年の学級を算出し、その学級数に応じて、その学校の教職員の総数が決まる仕組みである。

したがって、本委員会で規模を検討する際には、学校の設置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本にしていくこととする。

#### (2) 学級規模

1学級当たりの人数について考える場合、児童生徒の授業への参加意欲や充実感などの個に対する配慮と教員や子供同士のコミュニケーションという学級活動が成り立つことが大切である。それと同時に、効果的なグループ学習など集団学習という面や人間形成の側面についても考慮すると一定の児童生徒数が必要であると考えられる。

現行の学級編制の基準は40人を上限としているが、40人に近い人数では指導面などにゆとりが生じにくい一方、あまり少人数でも教育効果という点で課題も多いことが指摘された。

現状の学級規模は、先に見たとおり、小学校、中学校ともに、多くが25～34人の範囲となっている。そのような本市の学級規模の人数は理想的とも言える。

今後も、学級の規模については、40人という現行の法令上の上限はあるが、現状の30人前後を維持することが望ましく、学校配置の検討の際には、結果としてこの程度の学級規模が実現できるような努力と工夫・配慮も必要である。

現在、北海道では、学年の人数が71人以上の小学校第1、2学年及び中学校第1学年に限り35人学級とする「少人数学級実践研究事業」が取り組まれており、その定着・拡大が望まれる。

#### (3) 学校規模

法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によっているなど、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえる。

「学校教育法施行規則」では「12学級以上18学級以下を標準とする」という考え方が示されており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では

適正な規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」としている。

小中学校は、地域との結びつきが強く、学校への愛着の度合いも大きいものがあることは想像に難くないが、本委員会としては、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的かつ合理性があると考え。

そのために、諸条件を整理しながら統廃合も含めた学校の再編・配置の検討に進む必要があると考え、学校規模については、次のようなまとめを行った。

ア 学校生活面では、少人数では非常に緊密な人間関係が形成されるなどのよい点もあるが、ともすれば閉鎖的な人間関係に陥る危惧も指摘せざるを得ない。特に学年で単学級の場合は、クラス替えがないまま進むことになり、人格の基礎を形づくる時期である義務教育ということを考えれば、人と人との関わりの中で、共に認め合い、励まし合い、助け合いながら切磋琢磨することや好ましい人間関係を構築して社会性を身につけることにも効果的な、ある程度の集団規模が必要である。

イ 学習指導面では、子供達に、基礎的な知識・技能を習得させ自ら学び考える力などの確かな学力を育成し、生きる力をはぐくむという点を踏まえて考えれば、学年で複数の学級をもつことによって、教科等の中で児童生徒の理解度等に応じたきめ細かな指導を行うことや、体育や音楽などある程度の集団を必要とするような学習活動において、より高めあう効果を得られることが期待でき、多様な指導に資することができる。一方、全校児童生徒数が少ないと一人ひとりの把握に努めやすく、きめ細かな教育も行いやすいが、指導体制という面では指導方法の多様化については一定の制約が生じる。特に中学校では、進路の選択という時期を迎えることから、学力面にも配慮した指導の充実を図る必要性があるため、一定規模の確保は重要である。

ウ 学校運営面では、規模が小さい場合における学年単学級での見通しのよさや地域と密着した学校づくりなどの利点も考えられるが、それ以上に、学級経営・学年経営を担任1人でやりきることの難しさということからは、学年で複数教員により共同しながら進める研修や経営の相談などに取組める複数学級の意義は大きい。また、中学校では、教科ごとの学習、総合的な学習、部活動など広い意味での教育条件を整えるという観点を考えるならば、教員を十分に配置できる体制を確保することが必要であり、あわせて免許外教科担任という問題の解消を図る面も看過できない。

エ 本市における望ましい学校規模の姿を考えると、すべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や特別活動等の選択の幅が広がりやすい規模に着目することが導き出される。法令上では、12学級から18学級を標準と考えており、制度上の仕組みもあわせて考えると、本市におい



でも望ましい規模と考えるのが妥当である。このことは、学校教育法でいう小学校及び中学校の教育の目標達成という観点に照らし合わせて考える際の基礎的条件とも言えよう。ただし、中学校では、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等を意識した教員数の確保という点から下限を9学級とすることが適当と考える。

オ 平成19年度では、小規模校の中でも6学級未満の過小規模校は、小学校では3校、中学校では2校ある。いずれも、郊外に立地しており、今後においても児童生徒数の大きな増加は見込めない地区の学校である。特に小学校では、複式編製の授業が行なわれており、今後、小学校のみならず中学校でも複式が予想される地区もある。複式学級は、学年を基礎とし教育を行う原則を考えれば、一人ひとりに目がゆきとどきやすい良さがある反面、複数学年の児童生徒が同時に授業を受けるといふ点では、多様な教育活動を進めるうえで一定の限界が生じることから、これを回避する手立てについて検討しながら解消を図るべきである。その際には、地理的な要素や歴史的経緯なども踏まえて、近隣との学校配置の在り方の中で考えていくことが必要である。

## 4 学校配置の在り方

### (1) 考え方の前提

望ましい学校規模を踏まえた適正な学校配置を考える際の基本的な前提としては、小樽市においては、将来的に児童生徒数の増加が見込まれないということである。

すでに見てきたように、年少人口の減少は今後も続き、推計では、平成19年5月1日現在で9,196人の児童生徒数が、平成25年度には8,096人となっており、6年間で、実に1,000人以上の減少が見込まれている。これは、現在の小学校1校当たりの平均児童数(222.1人)の約5校分に近い人数である。

本市の将来人口の推計や年少人口の構成比、さらには合計特殊出生率などを考慮しながら、学校の配置を考えなければならない。

### (2) 望ましい学校配置の考え方

学校教育法施行規則では「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とある。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な規模の条件としている。それらを念頭に置きつつ、具体的な配置については、次のことを原則として考える。

児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離に配慮する。

児童生徒の居住分布を考慮するとともに、将来の人口推計も念頭におく。

通学時の環境として、交通安全上と防犯上両面の安全に対する最大限の配慮が必

要である。

### (3) 適正配置の方法

望ましい学校規模を確保するためには、通学上の安全確保などの条件を十分に検討することを前提としながら、既存の学校配置を見直すことが必要である。

その際、学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般に隣接する学校との通学区域の見直しによる調整も考えられるが、本市においては、多くの学校が小規模であり、通学区域の調整のみによって、将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、統廃合を軸として考えるのが妥当である。

## 5 適正配置を行う際に配慮すべき事項

学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実が図られるよう配慮されなくてはならない。

その際には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて総合的な検討を加えていかなければならない。

本委員会では、学校の適正配置計画を策定するにあたり、以下の点に配慮することが必要と考える。

### (1) 通学区域の設定

現状の学校配置に係る通学区域の設定はおおむね妥当であると思われるが、今後の適正配置による学校再編の過程では、通学区域の設定に関して、次の点において十分な検討が必要である。

#### ア 通学距離

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な規模の条件としている。これは、学校統合の際の上限を目安で示したものと解するが、冬期間の雪による通学状況や通学経路に坂が多くなるという小樽市の自然状況、歩道の設置状況、小学校低学年の負担という点にも配慮しなければならない。一方、徒歩による通学は健康・体力づくりに効果があることや教育の体験の場としての側面も考えられることもあり、望ましい通学距離を一律に定めることは難しい。適正配置の結果、著しく通学時間を要する場合、現在一部の地区で実施している通学時のバス利用など通学手段の配慮を行うことが必要である。また、学校での放課後の取り組みにも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要と思われる。

#### イ 小・中学校の通学区域の整合性

現在の小学校(27校)と中学校(14校)の設置数は、おおむね2対1の比率に

なっている。小学校と中学校の通学区域の実際は、「小学校と中学校が全く同一の通学区域となっている場合」、「小学校の通学区域が複数集まり1つの中学校の通学区域となっている場合」、「小学校の通学区域が分割され、中学校の通学区域の一部を構成している場合」と多様である。友人関係の広がりや人格形成に有意であることは、学校規模の検討の際に考察したが、中学校への進学の場合においても、この見方は同様に当てはまると考える。すなわち、中学校への進学時には、より大きな人間関係の広がりを持つ契機となるように、いくつかの小学校の通学区域が集合し、1つの中学校の通学区域がつけられるのが望ましい。その際には、小学校時代の友人関係をできるだけ保つことができるよう、通学区域の細分化を避ける配慮が必要である。

#### (2) 通学上の安全

本委員会では、本市の特別な事情としてあげられる通学上の安全について多くの議論があった。現在も、本市の地形的な特性から、一部の通学経路の中には、起伏に富む箇所での通行や、交通量の多い道路の横断を行わなければならない通学区域の設定がされている。

今後、適正配置の実施によって、通学区域が広がり、通学経路の見直しもされることになるが、その際には、保護者・地域とも連携しながら、不審者に対する対策も含めて通学にかかる安全の確保のための十分な配慮が必要である。

また、冬期間の通学路での除排雪については、特に重点的な取組みが行われるよう望むものである。

#### (3) 統合の視点

学校の統合にあたっては、ともすれば統合する学校規模等により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起きる懸念があることから、このことが児童生徒に与える影響に配慮する必要がある。したがって、統合を行う際には、関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、統合の事前準備段階はもとより、統合後の児童生徒へのケア対策などを進める環境づくりが大切である。

#### (4) 学校と地域の関係

学校は地域の発展と深い関わりがあり、学校の統廃合を進めることになれば学校数が減少し、地域との関わりが希薄になることが懸念される。

また、適正良好な教育環境の整備は、小樽市への居住人口誘引の一因ともなり得る。

一方、子ども会活動や子ども110番などの見守り活動を挙げるまでもなく、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいことも論を待たない。

また、学校施設は学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っている。

今後、市立学校の適正配置を行う際には、こうした学校と地域のこれまでの関係に配慮して、保護者、地域住民と学校適正配置についての共通の理解を深めることが必要である。

## 6 適正配置計画の進め方

### (1) 地区単位での配置の考え方

市立小中学校の多くがすでに小規模校となっており、今後の児童生徒数の推移から隣接した2つの学校の統合だけでは、望ましい規模が将来的にも安定的に確保できないケースが想定される。

したがって、学校配置を考える際には、年少人口の居住分布、地形や地勢、生活圏などを考慮して、地区ごとにその状況を検討し、その中でバランスに配慮した学校配置を行うことが望ましい。

その際には、小樽市総合計画の基本構想・基本計画の地区区分（塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区、手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区の9地区）等を参考にしながら、学校配置の現状を考慮したうえで地区を設定することが妥当である。

### (2) 保護者や地域住民との共通理解

適正配置を進めるにあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければならない。

そのためには、児童生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に説明をして、学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら進めていくことが必要である。

### (3) 年次計画による実施

適正配置の実施にあたっては、小規模校が増加する中で検討すべき対象校も多く、また、全市的見直しにより対象地域が広範にわたることから、一斉に行うことは現実的とは言えない。

保護者や地域など関係者との十分な協議が必要であることや改修等に伴う財政的な側面を考慮すると、全体的な計画を定め、実施にあたっては、ある程度の中期的なスパンの中で年次計画を策定して進める必要がある。

その際には、学校施設の老朽化や耐震化整備計画との整合も考慮に入れながら検討すべきものとする。

## 小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会設置要綱

制 定 平成 18年 3月 30日教育委員会決定

### (設置)

第 1 条 本市における児童・生徒のより良い教育環境の整備充実を図るため、市立小中学校の規模や全市的な配置の在り方について総合的な検討を行うことを目的に、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第 2 条 検討委員会は、教育長の諮問に応じ、本市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向などを基に、小樽市小中学校適正配置計画の策定に関して必要な事項について検討し、その結果を答申する。

### (組織等)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 公募市民
- (5) 教育長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、検討委員会の最終的な意見等を教育長に答申した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員（議長である委員長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

6 会議の傍聴に関しては、小樽市教育委員会傍聴人規則（平成 15年小樽市教育委員会規則第 8 号）の例による。この場合において、「委員長」とあるのは、第 5 条第 1 項の委員長をいう。

(小委員会)

第7条 検討委員会は、必要に応じ、第2条に掲げる任務に関し専門的又は集中的に審議するために、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員長が指名する。

(意見聴取及び資料提出)

第8条 委員長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、小樽市教育委員会教育部学校教育課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏 名	団 体 名 及 び 役 職 等 (平成 19 年 10 月現在)	備 考
学識経験者	あき やま よし あき 秋 山 義 昭	国立大学法人 小樽商科大学学長	委員長
公募市民	あし だて とも こ 足 達 友 子		
各種団体	いし い まさ み 石 井 正 巳	小樽市総連合町会会長	
教育関係者	おお がみ ただ お 大 上 忠 雄	小樽市中学校長会会長	
教育関係者	おお ぬま ひろし 大 沼 寛	北海道高等学校長協会後志支部支部長	
保護者	かわ ま た しゅん こ 川 眞 田 俊 子	小樽市父母と教師の会連合会会長(中学校)	
教育関係者	くま ざわ てつ み 熊 澤 哲 美	市立天神小学校教諭	
各種団体	すず き ひで のり 鈴 木 秀 典	社団法人 小樽青年会議所直前理事長	
保護者	たか はし きょう こ 高 橋 京 子	小樽市父母と教師の会連合会副会長(小学校)	
教育関係者	た なか ふみ お 田 中 文 朗	小樽市小学校長会会長	
教育関係者	の むら きだ ひろ 野 村 定 弘	小樽私立幼稚園連合会会長	
学識経験者	はやし たかし 林 堯	小樽短期大学学長	副委員長
公募市民	ひ ● ま さ と こ 日 ● 間 佐 登 子	※●は「野」です。	
各種団体	やま もと けん じ 山 本 憲 治	小樽ボランティア会議代表	
公募市民	よし だ ひろ え 吉 田 弘 恵		

(以上15名)

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会会議経過

	開催年月日	主な議題
第1回	平成18年7月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の運営方法について</li> <li>・会議資料説明</li> </ul>
第2回	平成18年8月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校を取り巻く課題や検討事項について</li> <li>・学校規模の在り方について</li> </ul>
第3回	平成18年9月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校規模の在り方に関して</li> </ul>
第4回	平成18年11月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小樽市における小中学校の適正規模について</li> <li>・学校配置の在り方に関して</li> </ul>
第5回	平成18年11月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校配置の在り方に関して</li> </ul>
第6回	平成19年1月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び通学路の現地視察</li> <li>・現地視察の感想</li> <li>・検討委員会の意見整理(第1回～第5回)</li> </ul>
第7回	平成19年2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告の検討</li> </ul>
第8回	平成19年3月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告の検討</li> </ul>
第9回	平成19年4月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告の検討</li> </ul>
第10回	平成19年9月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見について</li> </ul>
第11回	平成19年10月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の検討</li> </ul>



# 写

樽教学第397号

平成18年7月25日

小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会

委員長 秋山義昭様

小樽市教育委員会

教育長 菊

譲

(印影省略)

小樽市の小中学校適正配置計画を策定するため、下記の事項に関する総合的な検討について諮問します。

## 1. 市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について

(理由)

全国的に少子化が進む中であって、小樽市においても、児童生徒の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進行しており、児童生徒の社会性を育む上での教育環境や学校運営など、さまざまな面に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、今後、多くの小・中学校において、校舎の老朽化が進み、校舎の改築など、より良い環境の整備が必要となる。

こうしたことから、市民各層による幅広い見地から、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会経済情勢の動向などを勘案し、市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について、総合的に検討していただくものである。